

# 第1回彦根市図書館（中央館）用地選定委員会

## 議事要約

開催日時 令和2年11月20日（金）午後2時から午後3時30分まで

開催場所 彦根商工会議所 4階 Bホール

出席者 轟 慎一、平井 むつみ、藤井 純子、森 將豪、吉持 和代、山口 祥子、  
關谷 真治、久保 達彦、前川 学

欠席者 なし

### 1. あいさつ（教育長）

（省略）

### 2. 委員紹介

（省略）

### 3. 委員長・副委員長の選任

委員の互選により、委員長には森委員が、副委員長には吉持委員が選任された。

森委員長より、公平・公正な用地選定を期すため、各委員に対して本件に関して事務局以外との接触は避けるように依頼があった。

### 4. 協議

#### （1）彦根市図書館（中央館）の整備について

事務局より資料説明（資料1：彦根市図書館整備基本計画（抜粋））

意見なし

#### （2）用地選定委員会について

事務局より資料説明（資料2-1：彦根市図書館（中央館）用地選定委員会委員名簿、  
資料2-2：彦根市図書館（中央館）用地選定委員会設置要綱）

意見なし

(3) 教育委員会からの提言依頼について

事務局より資料説明（資料3：彦根市図書館（中央館）用地選定について（依頼））  
意見なし

(4) 会議の進め方、スケジュールについて

事務局より資料説明（資料4-1：傍聴について（お願い）、資料4-2：彦根市図書館（中央館）用地選定委員会公開要領（案））

委員

---

どのような場合に会議を非公開とするか、事務局で想定している場合などはあるか。

事務局

---

用地選定の最終段階の意思決定場面などでは、公開することにより委員個人の自由意志が制限されるようなことが想定されるため、非公開とすることを検討している。

委員

---

公開要領（案）第7条の会議録の公開に関して、議事録の公開方法と発言者の明記はどのように考えているのだろうか。

事務局

---

公開方法は、一般的な資料の公開請求に応じるほか、ホームページで要点筆記を公開することを考えている。いずれも発言者が特定されないように配慮する。

委員

---

議事録と合わせて会議の資料も公開する予定か。

事務局

---

基本的には資料も公開の方向で考えている。

森委員長

---

他に意見がないようなので採決を取りたい。会議の進め方について、賛同していただける方は挙手をお願いする。

委員全員の挙手により会議の進め方について了承を得る。

事務局より資料説明（資料4-3：彦根図書館（中央館）用地選定委員会スケジュール）

委員

---

第2回は、現地で候補用地を確認し、その後、同日に議論をする予定か。

事務局

---

第2回は、全体として長時間になってしまうが、まず、現地で候補地を確認していただいた後、会議室に戻り、議論をしていただく予定である。

#### (5) 用地選定基準の考え方について

事務局より資料説明(資料5:彦根市図書館(中央館)用地選定基準の考え方について)

委員

---

彦根市図書館整備基本計画には、中央館は湖東定住自立圏域内1市4町の広域の拠点図書館と位置付けられている。この考え方は生きているのか。

事務局

---

中央館を整備するのは彦根市であるが、1市4町にとって拠点的作用を果たすという考え方は生きている。

委員

---

土地利用の観点から述べると、候補地はいずれも市街化調整区域に位置する。都市計画ではコンパクトシティを目指し、市街地の拡大を抑制している。

また、農業振興地域農用地区域にあり農地転用が困難であり、これらに十分に配慮して用地の取得などを進める必要がある。

委員

---

第2回には用地選定の基準を定めることになる。今回は用地選定の基準の項目だけ挙げられている。委員皆様のそれぞれの専門の見地から、具体的基準として盛り込むべきことなどについてご意見をいただきたい。

委員

---

都市計画の区域区分では市街化調整区域となっており、また、彦根市立地適正化計画では地域拠点の位置づけとなっており、都市機能誘導区域にはなっていない。区域区分だけでなく立地適正化計画との整合の説明などを考慮して、4番目の項目の「事業遂行の円滑性」に、都市計画との整合を入れてほしい。

3番目の項目「土地の有効性」については、敷地に対する建築の配置、ボリュームについて案を出していただくと周辺景観との調和などイメージがしやすい。

事務局

---

敷地と建築の関係、ボリュームについてはコンサルタントにイメージ資料の提出を求めたい。都市計画と立地適正化計画との整合についてもご意見を踏まえて配慮したい。

委員

---

スケジュールの中で選定対象地の調査というのが示されているが、どのような事をされるのだろうか。

事務局

---

用地選定基準は次回に提示させていただく。

並行して選定対象地に関する調査を進めていく。例えば、用地の中の一筆ごとについて地目、面積などの調査をしたり、災害に対する危険性をハザードマップから確認する。あるいは埋蔵文化財の状況について調査するなど、現段階から調査可能なものについては着手し、次回にそれら調査の途中経過を説明する。

委員

---

用地選定基準は、公共施設の用地選定の一般的な基準だろうか。それとも図書館に特化した基準となっているのだろうか。図書館の用地を選定する場合に必要な項目が網羅されているのだろうか。

事務局

---

図書館に特化した基準ではなく、これまで彦根市で整備してきた公共施設の用地選定の基準を参考にしている。その際、図書館の特性を考慮し必要な項目を整えている。

委員

---

近年は日本各地で工夫を凝らした図書館の提案がされている。それらの判断基準や重み付けで参考になるものがあれば収集していただきたい。

## (6) 選定対象地の状況について

委員

---

繰り返しになるが、どちらも市街化調整区域である。都市計画法上は、図書館は市街化調整区域に立地することは可能である。農業振興地域農用地区域であり、理由をきちんと整理しなければ農用地区域の解除は難しい。

事務局

---

農用地区域の解除については、本来農地として守るべき区域がむやみに農地以外に転用されることのないように厳しく運用されており、図書館法に基づく図書館を公共事業として建設する場合には、きちんとした手続きを踏むことによって可能であることは確認している。

委員

---

今後、用地について検討する際に基本となる考え方、マスタープラン的視点は、資料1（彦根市図書館（中央館）の整備について）のみだろうか。資料1では中央館として用地面積9,000㎡と掲げられている。2つの候補地はこの数値を大きく上回っており問題ないが、今後の拡充のあり方により用地に求められることも変わってくる。コロナ禍で社会のあり方が変わっていく。

事務局

---

基本的には3年前の図書館整備基本計画の中で、ユーティリティなスペース、図書館に

付加する機能の面積も含めて9,000㎡程度が望ましいとまとめている。

階数については平屋建てや2階建てなど明記していない。土地全体の面積と建物と敷地の配置のあり方について、資料をお示ししたいと考えている。

詳細な必要面積については、基本設計段階に進まないと分からない。

委員

---

今回は、一括で土地を取得する方法を考えているのか。候補地を切り分けて取得することもありうるのか。

事務局

---

候補地の中で必要な土地の区域を買収する。必ずしも全てを買収するものではない。

委員

---

いずれも資料1に規定されている面積よりは大きい区域となっている。

事務局

---

訂正させていただく。敷地面積については、9,000㎡は必要と規定している。委員のご指摘のようにコロナ禍で求められる規模や、そのほかの機能についても検討していきたい。

## (7) その他

次回開催日は、1月中下旬で委員の都合を踏まえて調整し、決まり次第、事務局からお知らせする。